

国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成十六年達示第八十四号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「することができない」の下に「（任期又は期間を付して雇用される者が育児休業をしている場合において、その任期又は期間の終了後、任期又は期間の更新に伴い、その初日から引き続き申し出る場合を除く。）」を加える。

第四条第一項中「第三号及び第四号については、」を「育児・介護休業法第六条第一項ただし書の規定による」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号中「育児休業を申出する日」を「育児休業申出があった日」に改め、同号を同項第一号とし、第四号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第二号」に改める。

第八条第三項中「労使協定」を「育児・介護休業法第六条第一項ただし書の規定による労使協定」に改める。

7 育児休業代替者の労働条件、服務その他就業に関する事項は、就業規則（第十二条及び第十五条第一項第三号を除く。）の例による。ただし、育児休業に関する事項は、第二章の規定（第十四条を除く。）を準用する。この場合において、「教職員」とあるのは「育児休業代替者」と、「三歳」とあるのは「一歳」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 前項に定めるもののほか、育児休業代替者は、その養育する一歳から一歳六ヶ月に達するまでの子について、育児休業代替者又はその配偶者が、当該子の一歳到達日において育児休業をしている場合で次の各号のいずれかに該当する場合は、大学に申し出ることによ

り、育児休業をすることができ。ただし、その配偶者が当該子の一歳到達日において育児休業をしているものにあつては、次項第一号及び第二号に該当しないものに限り、当該申出をすることができ。この申出に関する事項は、第五条から第十条までの規定を準用し、この場合において、「三歳」とあるのは「一歳六ヶ月」と、「一月」とあるのは「二週間」と読み替えるものとする。

一 当該申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として当該申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡したとき。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該申出に係る子と同居しないこととなつたとき。

ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出生する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

9 第七項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する育児休業代替者は育児休業をすることができない。

一 大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない育児休業代替者

二 育児休業により養育する子が一歳に達する日から一年を経過する日までの間に、任期が満了し、かつ、任期の更新がないことが明らかである育児休業代替者

第三章の節名を次のように改める。

第三章 育児部分休業及び育児早退休業

第十五条の見出しを「（育児部分休業及び育児早退休業）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、大学に請求することにより、当該子が小学校就学の始期に達する前日まで一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「育児早退休業」という。）をすることができ。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りではない。

第十六条の見出し中「育児部分休業」を「育児部分休業及び育児早退休業」に改め、同条中「次の各号の一」の下に「（労使協定がある場合に限る。）」を加え、「育児部分休業」を「育児部分休業及び育児早退休業」に改め、「ただし、育児・介護休業法による労使協定がある場合に限る。」を削る。

第十七条の見出し中「育児部分休業」を「育児部分休業及び育児早退休業」に改め、同条第一項中「以下」を「以下この条において」

2 に改め、同条に次の一項を加える。  
育児早退休業は、教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、十七時から十五分を単位として行うものとする。

第十八条の見出し及び同条中「育児部分休業」を「育児部分休業及び育児早退休業」に改める。

第十九条の見出し及び同条中「育児部分休業」を「育児部分休業及び育児早退休業」に改める。

第二十条中「育児部分休業」を「育児部分休業及び育児早退休業」に改める。

第二十一条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、次の各号の一（育児・介護休業法第十二条第二項の規定による労使協定がある場合に限る。）に該当する教職員は、これを行つことができない。

一 大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない教職員

二 介護休業申出があつた日の翌日から九十三日以内に退職することが明らかな教職員

第四十条に次のただし書を加える。  
ただし、次の各号の一（労使協定がある場合に限る。）に該当する教職員は、これを行つことができない。

一 大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない教職員

二 介護部分休業申出があつた日の翌日から九十三日以内に退職することが明らかな教職員

附則  
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。